仙台市青葉区公告　第 142 号

別紙に掲げる者に対する後期高齢者医療に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条が準用する地方税法第20条の2及び仙台市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市健康福祉局保険高齢部収納対策室において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和　8年　11月　2日

仙台市青葉区長　　谷　田　至　史

別紙

R8 青保年第 573-9 号

（担当課：青葉区 保健福祉センター 保険年金課）

項番	送達を受けるべき者の氏名
1	河合　きみ子
	以下余白